



意見書

経企第 747 号  
令和 2 年 6 月 23 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150

住所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしきがいしやあなむていでいど こも 株式会社NTTドコモ

代表取締役社長 よしざわ か 吉澤 利

令和 2 年 6 月 16 日付け意見書提出依頼(総基料第 155 号)に対し、別添のとおり当社の意見を提出いたします。

## 音声卸提供時のシステム対応について

- 現行の当社システム（パターン②）であれば、早い時期に開発費等の負担なく、裁定日に遡って日本通信殿の要望するコストベースを基本とした料金での卸提供が可能であり、合理的な選択と考えます。
- なお、当社は音声接続を提供予定（代替性確保に真摯に取り組み）であることから、大規模な開発費負担と期間が発生するパターン③・④・⑤は、日本通信殿にリスク負担をさせることになるため避けるべきと考えます。

課金単位	裁定日に遡った精算	当年度精算	着信先別料金	開発費用	時期	備考
パターン① 30秒	×	×	×	無	水準確定後 3か月	✓ 当社ユーザー向けシステムをそのまま利用可能（料金額の変更設定のみ）
パターン② 30秒	○	×	×	極小	水準確定後 3か月	✓ 当社ユーザー向けシステムをそのまま利用可能（料金額の変更設定のみ） ✓ 裁定日に遡った精算のみであれば、運用で対処可能
パターン③ 30秒	○	○	×	中	9か月	✓ ベースとなるプランは当社ユーザー向けシステムを流用可能 ✓ 精算についてはシステム対応が必要
パターン④ 1秒	○	○	×	大	1年	✓ 当社ユーザー向けに提供していない料金体系であり新たに開発が必須 ✓ 相互接続で利用するシステムの流用は不可能
パターン⑤ 1秒	○	○	○	極大	1年半	✓ 当社ユーザー向けに提供していない料金体系であり新たに開発が必須 ✓ 相互接続で利用するシステムの流用は不可能